

<h1>NPO 釜ヶ崎</h1>	野宿生活者の就労機会拡大・居住・生活の安定のために、私たちは努力します。
特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構 〒557-0014 大阪市西成区天下茶屋 1-30-14 TEL.06(6630)6060 E-mail: npokana@sk4.3web.ne.jp http://www2.osk.3web.ne.jp/~npokana	

## 会員の集いのお知らせ

### 8月19日(日)午後2時より・事務所2階

活動法人釜ヶ崎支援機構の会員の集いを右記により開催いたします。

今回は、釜ヶ崎支援機構のスタッフが撮影し、編集したオリジナルビデオ「我らに仕事を!」(約27分)を上映し、その後懇親会を行う予定です。

会員はもとより、関心をお持ちの方の参加をお待ちしております。

ビデオの内容は、「就労機会提供事業」の実際を広く知ってもらうことが事業拡大に役立つと考えたことから、西成労働福祉センターでの紹介の様子と輪番労働者が働く様子を、ただひたすら紹介し、前後に反失連の運動も少し紹介しています。バックの音楽が単調さを和らげています。

撮影のためのビデオカメラ、上映するためのプロジェクターは釜ヶ崎支援機構の予算で購入しました。オリジナルビデオ第2作「6月野営闘争」(47分)もできています。

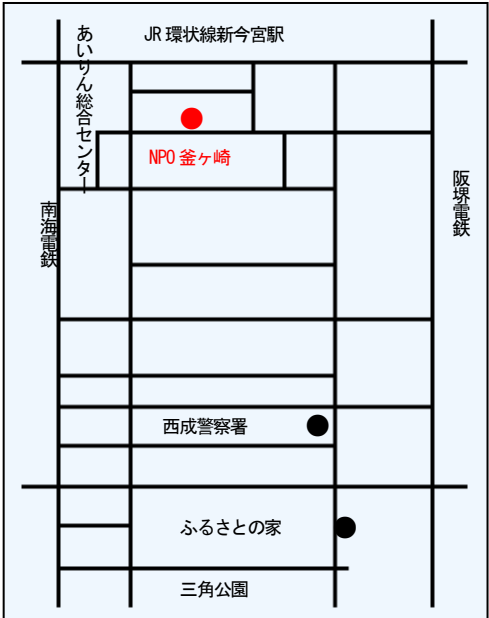
希望者には1本千円(送料込み)のカンパでお送りします。

———会員の集い———

日時:2001年8月19日  
午後2:00～

場所:釜ヶ崎支援機構 事務所2階

内容:ビデオ「我らに仕事を!」上映  
懇親会



## 野宿生活者自立支援法民主党案国会上程される

6月14日、民主党から「ホームレスの自立の支援策等に関する臨時措置法案」が衆議院(第51国会)に提出された。第51国会は閉会されているが、同法案は「閉会中審査」となっている。参議院では6月15日、「予備審査議案受理」となっている。

釜ヶ崎支援機構は、二つの点で注文をつけながらも、民主党案を支持し、連合・部落解放同盟と共に早期成立を求める国会行動を6月9日に行い、6月21日には早期成立を求める決起集会実行委員会に加わり、大阪城公園での決起集会に参加した。

以下に法案を紹介する。

### 法案提出理由

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができない現状にあることにかんがみ、ホームレスに関する問題の解決に資するため、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた者が多数存在し、健康で文化的な生活を送ることができない現状にあることにかんがみ、ホームレスの自立の支援、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する生活上の支援等に関し、国等の果たすべき責務を明らかにするとともに、必要な施策を講ずることにより、ホームレスに関する問題の解決に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において「ホームレス」とは、野宿生活者その他安定した居住の場所を有しない者であつてこれに準じるものをいう。

#### (ホームレスに関する施策の目標)

第三条 ホームレスに関する施策は、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。

一 自立の意思があるホームレスに対し、安定した雇用の確保、職業能力開発その他の方法による就業の機会の確保、公営住宅の供給、民間の賃貸住宅への入居の支援その他の方法による安定した居住の場所の確保並びに健康診断、医療の星児等による保健及び医療の確保に関する施策を実施することにより、これらの者を自立させること。

二 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対し、雇用の確保、生活相談その他の生活上の支援を行うことにより、これらの者がホームレスとなることを防止すること。

三 前二号に定めるもののほか、宿泊場所の一時的な提供、日常生活の需要を満たすために必要な物品の支給その他の緊急に行うべき援助、生活保護法による保護の実施、国民への啓発活動等によるホームレスの人権の擁護、地域における生活環境の改善及び安全の確保等により、ホームレスに関する問題の解決を図ること。

### 第二章 国等の責務等

#### (国の責務)

第四条 国は、前条各号に掲げる事項につき、総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

#### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条各号に掲げる事項につき、当該地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

#### (ホームレスの自立への努力)

第六条 ホームレスは、その自立を支援するための国及び地方公共団体の施策を活用すること等により、自らの自立に努めるものとする。

#### (国民の協力)

第七条 国民は、ホームレスに関する問題について理解を深めるとともに、地域社会において、国及び地方公共団体が実施する施策に協力すること等により、ホームレスの自立の支援等に努めるものとする。

#### (民間団体の能力の活用等)

第八条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、ホームレスの自立の支援等について民間団体が果たしている役割の重要性に留意し、これらの団体との緊密な連携の確保に努めるとともに、その能力の積極的な活用を図るものとする。

#### (国及び地方公共団体の連携)

第九条 国及び地方公共団体は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実施するに当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

### 第三章 基本方針及び実行計画

#### (基本方針)

第十条 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十三条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの

自立の支援等に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について策定されるものとする。

一 ホームレスの就業の機会の確保、居住の場所の確保並びに保健及び医療の確保に関する事項

二 ホームレス自立支援事業(ホームレスに対し一定期間宿泊場所を提供した上、健康診断、身元の確認並びに生活相談及び生活指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。以下同じ。)

その他のホームレスの個々の事情に対応して総合的な支援を行うことによりその自立を支援する事業の実施に関する事項

三 ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者に対する生活上の支援に関する事項

四 ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に駕する事項

五 ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項、地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項その他ホームレスに関する問題について実施すべき施策に関する基本的事項

3 厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を作成しようとするときは、総務大臣及び法務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

### (実行計画)

第十一条 都道府県は、基本方針に即し、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実行するための計画(以下「実行計画」という。)を策定しなければならない。

2 地方自治法一昭和二十二年法律第六十七号第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び特別区並びにその区域内にホームレスが多数存在する市町村として厚生労働大臣及び国土交通大臣が指定する市町村は、基本方針及び実行計画に即し、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実行するための計画を策定しなければならない。

3 地方公共団体は、実行計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を反映させるよう努めるものとする。

## 第四章 財政上の措世等

### (財政上の措置等)

第十二条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を実行するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講じなければならない。

## (ホームレスの実態に関する全国調査)

第十三条 国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策の策定及び実施に資するため、ホームレスの実態に関する全国調査を行わなければならない。

### 附則

#### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月以内において政令で定める日から施行する。

#### (この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十年三月三十一日限り、その効力を失う。

6月19日、国会行動で提出した要望書を紹介します。提出に連名したのは以下の6団体です。

特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構 釜ヶ崎就労・生活保障制度実現をめざす連絡会 新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議 神奈川全県夜回り・トロール交流会 野宿者人権資料センター 特定非営利活動法人北九州ホームレス支援機構

### 野宿生活者の自立支援に関する特別法の制定等を求める要望

6月14日、民主党が「野宿生活者自立支援策等に関する臨時措置法案」を衆議院に提出しました。

法案提出は、民主党の野宿生活者問題解決に向けての日ごろからの積み上げの成果であると、私たちは考えています。しかし、同様に他党においても野宿生活者問題解決に向けての積み上げがないわけではないとも考えています。

野宿生活者の抱える苦難の緩和に日常取り組む私たちの立場からの望みは、一刻も早い核となる根拠法の成立と、全国的な対策の実施です。

国会における法の成立は、いままでもないことですが、国会議員多数の賛成によります。今後、法案をめぐるさまざまな場で論議が積み重ねられ、判断なされることは存じますが、国が取りまとめた「当面の対策」では、野宿生活者の数に対応しきれず、質的にも十分なものでないこと、そして、心配されていたとおり地域間で取り組みに差が出ていること等を勘案され、民主党単独提案の枠を越え、超党派の賛成で可決されることとなりますようご理解、ご協力をお願いいたします。

なお、民主党案では、事業の達成をはかる「評価機関」に関する項目がありません。

実行計画の策定が遅延している、あるいはその実施が停滞しているなどの事態を、野宿生活者あるいは支援団体が審査を請求し、実施について勧告する機関がなければ、意図的ではないにしても、地域によっては対策の実行が進行しないことが考えられます。時限立法であるだけに、より確実に法の目的が達せ

られることを担保するためのシステムが必要であるとも考えます。

(評価機関)

- 1、事業計画の策定、実施についての評価機関を厚生労働省および都道府県並びに第1条第2項当該の市区町村に設ける。
- 2、評価機関の構成員は、ホームレス問題研究者・事情精通者などとし、設置各行政機関の長が選任する。
- 3、厚生労働省の評価機関は、(第4条)国の総合的な施策の策定、実施の評価、及び(第1条第1項)都道府県の実行計画の評価をおこない、半年事に評価を公表する。
- 4、都道府県の評価機関は、第1条第2項当該の市区町村が策定する実行計画とその実施を評価し、半年事に評価を公表する。
- 5、第1条第2項当該の市区町村設置の評価機関は、当該地域住民並びに本法でいうホームレスから、第1条第2項当該の市区町村が策定する実行計画とその実施についての是正要望・提言を受け付け、検討を加えた上、当該市区町村へ伝達するほか都道府県評価機関に対し、評価に組み入れることを要請する。
- 6、各評価機関の評価を、各行政機関は尊重し、現実の施策に反映することに努める責務を負う。

基本方針の補強のための「附帯決議」を

法案第3章第2項1号に、基本方針で策定される事項として、「ホームレスの就業機会の確保」があげられています。

その策定は、全国調査を踏まえ厚生労働大臣及び国土交通大臣が行うこととなっています。

現在、国の「当面の対応策」の範囲で東京・大阪で実施されている「自立支援センター」の状況をかんがみれば、幾ばくかの実績は積みあがっているとはいえ、今の自立支援センターのあり方では、就労による自立が野宿生活者全体にゆきわたる事業となりえないことは明らかです。なぜならば、社会の中にそもそも求人が少なく、求人と求職のミスマッチがあるから、野宿生活者が多数存在している側面が強いからです。

原因となった現象に変化ないかぎり、原因から派生した結果の変化もありえません。既存の企業への再就職促進だけでなく、視点を変えた「就業機会の確保」が、求められています。

大阪市・府は、他人の職を奪うことのない就労先を探し、地域雇用対策基金交付金を活用しての事業を展開しています。「公的就労」の創出による就業機会の確保です。野宿生活者に就業機会を提供することによってほかの誰かが失業することがないようにす

るには、官が就労場所と資金を提供し、民間が運営実施に当たる方式が最適であると考えますし、その方式をとらない限り、基本方針で策定されることになっている「ホームレスの就業機会の確保」は、「絵に描いた餅」となるものと思われます。

(附帯決議)

基本方針で策定される「ホームレスの就業機会の確保」は、実効性のあるものであることが必要とされているが、現在の経済状況においては、民間活力に期待できる余地は極めて乏しいと考えられる。したがって、当分の間、「ホームレスの就業機会の確保」とは、公的就労の提供を中心として実効性を確保すること。

### 「ホームレス自立支援法」の早期成立をめざす 6.19 中央行動＝報告

「ホームレス自立支援法」の早期成立を求めるために、6.19中央行動を取り組んだ。大阪からは連合大阪「あいりん問題プロジェクト」のメンバー、部落解放同盟、NPO 釜ヶ崎支援機構(注:吉村顧問・山田理事長・富田理事ほか)等の代表が、東京・神奈川・愛知・福岡の大都市連合の仲間など総勢27名が参加した。その構成は画期的と言うほかない。

まず、11時から第2議員会館内における集会。これには民主党の赤松国対委員長、連合の佐川企画調整局長から挨拶を受けた。「ホームレス自立支援法」ワーキング・チームの鍵田・山井(やまのい)衆議院議員からは「法案とその成立見通し」の説明を受けた。鍵田議員は、法案の帰趨(きすう)については「この通常国会では『継続審議』扱いとし、次の臨時国会で成立させる」と述べられた。

この日本でもやっと、フランスの「反社会排除法」のような人権法が産まれる。

この法案を廃案にするような、非人道的な議員や政党は徹底糾弾されよう。

集会後、厚生労働委員会所属の衆・参の国会議員に対して陳情行動を展開した。

続いて午後3時から、厚生労働省交渉を行った。(鍵田、山井衆議院議員同席)。

同省に対する要求は次の3点。

① 抜本的な実効性のある総合的な施策の展開を可能とする「ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案」を早期に制定すること。

② 自治体が進めてきた「自立支援センター事業」を拡大するため、国としても財政的な支援措置を拡充すること。

③ 「緊急地域雇用特別交付金」について、雇用の安定確保をはかるため、2002年度以降についても地域の自主性を尊重し支援する等、同様の枠組みを制度化し、内容の抜本強化をはかること(連合「2002～3年度政策制度要求」と同一)。

席上には、厚生労働省の戸荻官房長、小島雇用開発課長、河合地域開発課長などが出席し、以下のような回答をもらった。

① 要求については、適切に対処できるようにしたい(戸荻官房長の総括答弁)。

② 自立支援センター及びシェルターについては、自治体に努力をお願いするとともに予算では迷惑を掛けない措置をしている。

③ 短期(6カ月)雇用の創出を眼目に展開してき

た「緊急地域雇用特別交付金」にもとづく基金事業は終結させる。代わりに、一般雇用の創出につながる新たな制度を検討する。日雇労働者、建設業対策は別途の方策を考えたい。

要求の①・②については、「ホームレス自立支援法」の成否に伴う問題でもあるが、③の「緊急地域雇用特別交付金」については、連合中央の要求案に対応する回答を引き出したことは成果であった。

(連合大阪機関誌7月号・中小労働運動センターだよりから)



## 「ホームレス自立支援法」の早期成立をめざす 6.21 決起集会 (報告)

6.21決起集会(於:大阪城公園・大手前遊歩道)には、野宿生活者(ホームレス)や釜ヶ崎の日雇労働者を中心に、約 700人が参加した。

連合大阪の伊東事務局長が実行委員会を代表して主催者挨拶を行った。連合大阪の今日までの取り組みを報告し、「誰もが社会の一員として安心して暮らしていける社会をつくるため、ホームレス自立支援法の成立にむけて共に闘おう」と提起した。

また野宿生活を強いられている小林正さん(5)と小山洋三さん(6)が発言に立ち、それぞれ現在の生活の苦境と苦闘を語り、「土方でも何でもかまわないから働きたいが、仕事はまったくない」「自分で働いたカネで、温かいメシとみそ汁を食べたい」と切々と訴えた。彼らの大多数が就労を希望していることはよく知っていたが再認識させられた。この発言を受けて、NPO 釜ヶ崎支援機構の山田理事長は、「生活保護も重要だが、政府は仕事づくりに金を出してほしい」と訴えた。

この集会の主要な目的は、連合大阪の「ホームレス自立支援法」等の取り組みを当事者に直接知ってもらうことであった。集会後、野宿生活者(ホームレス)の間では連合大阪に対する期待が大きく広がっている。

6.19中央行動と6.21決起集会の二つはセットで企画された。二つとも、連合大阪、部落解放同盟、NPO 釜ヶ崎支援機構、全港湾建設支部西成分会・などが実行委員会を構成し、労働組合と市民運動団体が共同で闘ったことに画期的な意義がある。行政や関係方面に大きなインパクトをもった。

会社が潰れても人間は潰れない、そんなセーフティネットが急いで用意されねばならない。(連合大阪機関誌「MONTHLY」7月号・中小労働運動センターだより) 19 会社はつぶれても人間はつぶれない、やり直せる社会を一連合大阪中小労働運動センター所長 要 宏輝=から転載)

## 参議院選挙にあたっての公開質問状

### ～野宿生活者と野宿生活者となるおそれのある人々への対応策について～

釜ヶ崎支援機構をはじめ、全国各地でホームレスの人々を支援している民間団体8団体（表1）は、野宿者問題解決のために野宿者を支援する特別立法（野宿生活者自立支援法）を求めているが、前国会に提出された法案は実質上棚上げで継続審議となっている。そんな中、今回の参議院選挙を踏まえて各政党に公開質問状を出し、回答を依頼した。質問の内容は右記のとおりである。

その結果得られた回答は、特別立法について「賛成」は民主党、新社会党、日本共産党の3党で、「今後検討する」が公明党、社会民主党の2党、「反対」は保守党1党で、その他の政党は賛否には触れていない。回答の概要は表2のとおりである。なお、質問状及び回答の全文を釜ヶ崎支援機構のホームページで公開しているので、参照されたい。

質問：野宿生活者対策と野宿生活者発生予防のために特別立法が必要だとお考えになりますか

- (a) 必要を認め、早期成立に努める。
- (b) 必要を認めるが、今後の検討課題とする。
- (c) 特別立法の必要は認めない。下記の施策で対応できると考える。

表1 公開質問状を送った8団体

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構  
釜ヶ崎就労・生活保障制度実現をめざす連絡会  
新宿野宿労働者の生活・就労保障を求める連絡会議  
池袋野宿者連絡会  
神奈川全県夜回り・パトロール交流会  
特定非営利活動法人 北九州ホームレス支援機構  
野宿者・人権資料センター  
名古屋炊き出し連絡協議会（発送以後追加）

表2 各政党の回答の概要

回答者	回答			意見
	a	b	c	
民主党	○			民主党は、先の151回通常国会に「ホームレスの自立の支援等に関する臨時措置法案」を提出しており、次期国会での早期成立を目指して取り組んでいきたいと考えている。ホームレス問題の解決に当たっては国による全国的な実態調査を第一に行うとともに、ホームレスの自立の支援等の施策を早急に進める必要がある。
公明党		○		ホームレス発生の予防については、大都市部における雇用創出が急務と考え、情報提供、仕事の斡旋等の支援を充実し、ホームレスとなる前段階での早期の問題解決が重要である。また、相談窓口や厚生施設の設置などの対策を講じるべきと考える。 政令指定都市からその実態や現状を聞くと共に、党内にホームレス問題プロジェクトを設置し、具体的な対応策を策定するために努力しているところである。
社会民主党		○		特別立法も含めてさらに検討を進めていきたい。 野宿者問題が国の責任であるとはっきり位置づけ、総合的な対策を進めなくてはならない。
自由党				特別立法の必要性については検討するところである。
自由民主党				特別立法の必要、不必要の是非以前の問題として、異質な内容を包摂している問題であるため、事案毎に検討するしかできない。当面の対応策として、(1)総合的な相談・支援体制の確立、(2)雇用機会の提供、(3)保健医療面での手当の充実、(4)要援護者の住まい等の提供、(5)安心安全な地域環境の整備、で対応するしかない。
女性党				まだまだ未熟な私たちには責任ある回答をすることが出来ない。
新社会党	○			すでに生まれた野宿生活者に対しては、その生活と自立を社会的に支援するという原則の確立が必要である。特別立法の骨子に基本的に賛成。
日本共産党	○			今年1月、野宿者対策について政府に緊急の申し入れを行ったところである。特別立法の制定とあわせ、野宿生活者対策強化のためにひきつづき力を尽くす。
保守党			○	自立支援センターを拡充し、就労意欲の回復を側面から支援。経済の立て直しによる景気の回復。

——— 小泉発言に抗議 ———

小泉純一郎首相は、7月26日の街頭演説で「乞食でも新聞を読んでいる。ホームレスでも」と発言した。これに対して東京の新宿や池袋に住むホームレスとその支援者ら約40人は抗議行動を行い、「全国3万人の野宿者の『痛み』に想像力をめぐらす姿勢のかけらもなく、侮蔑的表現で野宿者の尊厳を踏みこじる言動だ」として、首相に発言の撤回と謝罪を要求した。野宿者を多く生む日本にしたのは自民党の責任であり、首相のこのような発言に私達も抗議の意思を表明したい。

## 釜ヶ崎支援機構 第2回総会 開催報告

—会員 60名中 45名（委任状 12名）が出席、  
つつがなく議事進行し閉会した—

総会に先立って、釜ヶ崎支援機構のオリジナルビデオ「我らに仕事を！」（約27分）が上映された。

総会は、山田理事長の開会挨拶に引き続き乾理事（西成区社会福祉協議会会長）から、西成区の福祉事業の現況や釜ヶ崎地区における課題（高齢者福祉施設が必要なことなど）についての報告を受けたあと、昨年引き続き野口理事を議長に選出し、議事に入った。

2000年度事業報告（就労事業・寝場所提供事業については山田理事長、大阪府から委託された「野宿生活者就労自立支援策の調査研究」については富田理事、福祉事業は事務局）と会計報告が「会報5号」掲載の報告に基づいて行なわれ、西口監事より、帳票等精査の結果、適切な会計処理がなされており、先に報告された会計報告に遺漏がないことが認められるとの監査報告がなされ、出席会員から質疑なく、拍手により一括承認された。

事業計画・予算案は、事務局より会報5号掲載の新年度事業計画書に基づき、昨年度に引き続いて委託を受けた事業や福祉部門の独立化など新年度事業計画を説明・提案し、新年度予算案についても会報5号掲載の予算案に基づき説明した。

事業計画・予算については、会員から次のような質問が出された。

**質問1** 2000年度収支計算書(2)に「高齢労働者緊急雇用対策」の項目があるのに予算書にはなく、新しく「高齢日雇労働者労働能力維持確保事業」の項目がある。

事業内容が変わっているのか。金額も大きく違うが理由は何か。また、福祉部門の拡充を目指すというが、決算と予算で同額のものとなっている。これで拡充できるのか、という質問があった。

事務局から、質問の就労事業については、大阪府が委託事業の看板を変えただけで、実施内容には変わりがないこと、同事業は昨年度9月から開始されたもので、今年度は丸1年間の事業となったことから予算金額が増額となったこと、福祉部門については昨年度必要であった夜間宿所スタッフの「支援金」が大幅に減額できる見込みであることにより実質活用可能な金額が増える見込みであることを説明した。

**質問2** 昨年は「会員の集い」の開催もなく会員への情報提供が少なかったように思う、との意見が出された。

松繁事務局長、会報の発行が3回に留まったことを謝罪し、「会報5号」最終ページを示して、「会員の集い」を8月から偶数月・第3日曜日に定例化すること、会報の隔月刊行に努めることの決意を述べ、了解を求めた。

**質問3** 釜ヶ崎支援機構の活動は拡大しているが、多くの野宿生活者がまだ路上に置き去りにになっている、今後の方針を聞きたい。

山田理事長が、釜ヶ崎支援機構としてはあくまでも就労機会提供事業の拡大、就労による自立を中心課題として追及していく。



「ホームレス自立支援法」の成立を求め、国の継続的な予算を確保することで全体として路上に放置される状態の早期解決を目指す。

また、自前の事業を小グループから実験的に立ち上げることで、就労先の拡大にも

の確認を求めたところ、多数の拍手があり、新年度事業計画・新年度予算は認められた。

予定された議案の審議が終り、午後 8 時 20 分、野口議長、閉会を宣言した。

## 福祉相談部門報告 本間全

努めたい。と、抱負を述べた。

質疑の後、野口議長が拍手による承認

### 福祉相談部門 分離・独立

釜ヶ崎支援機構 福祉相談部門は 5 月 30 日の第 2 回総会での決議を受け、6 月 1 日をもって、就労部門から分離・独立しました。

恐れ多くも事務所 2F の南側を頂きました。落ち着いて相談者のお話を聞ける空間。複数の相談者が同時に事務所を訪れた場合、事務所の中で待ってもらうことも出来るようになりました。ボランティアさんが増やせます。たくさんやっても居場所がある。ミーティングも OK。スタッフ・ボランティア自身の意識・知識を高めるための学習会も可能です。

相談時間を多く割けるようになったことも部門分離の効果。従来の時間割は、「午前中＝就労部門の賃金支払い事務・午後＝福祉相談活動」というもの。このスケジュールでは、じっくりとお話を伺う時間がとれません。釜ヶ崎の朝は早い。ため、相談にやってくる人は大抵午前中に集中します。賃金支払いの業務の進捗度を気にすることなく十分に労働者の話に耳を傾けることが出来ます。(ドタバタ騒がしかったホンマにも、多少の落ち着きが見られるようになりました。)

専従スタッフが 2 人になったこともご報告しておきます。須江かおる、ホンマアキラ。これまでは人手が足りないときは他のスタッフにもお手伝い願っていたのですが、部門が分割されたために、互いの業務で差し障りをきたすこともなくなりました。専従の 2 人もまだまだ発展途上の部分が多いことは否めませんが、日々精進いたしますので、よろしく願いいたします。

### 福祉相談部門のお仕事

福祉相談部門の業務について、「何やってんのか分からん」という声も。これは「情報発信がド下手」であるホンマの不徳の至り。多くの人にご理解いただけるよう、そして物心両面のご支援をいただけるよう、つたないながらご説明させていただきます。

福祉相談の主な仕事は次のようなもの。  
①相談の受付 ②居宅保護申請準備のお手伝い・申請の付添い ③市更相への相談の付添い・紹介状の発行 ④アパート・病院訪問が主なもの。今回は①～③について。

#### ① 相談の受付

特に受付時間を決めているわけではあ

りません。「必要即応・随時対応」をモットーに(?)相談を受け付けています。スタッフが留守でなければ、事務所が開いている間全てが受付時間となっています。専従スタッフが全員出払っているときは松繁事務局長が対応してくれています。

人生いろいろ。相談内容もいろいろ。主なものはやはり、生活保護(居宅保護・施設保護含めて)に関してですが、その年金関連・住所設定関連・債務の問題なども多い。下記は6月1日～7月19日までの成果です。

居宅保護 47件  
 施設入所 5件  
 入院 3件  
 年金手続き 3件  
 住所設定 10件  
 無料法律相談受付 3件

新規に相談に来る人だけでなく、居宅保護受給した後も様々な社会的な障壁が待っているわけで、生保受給者の相談も受け付けてます。

## ② 生活保護申請のお手伝い

生活保護が適用される要件は「就労不能であるか65歳以上で、アパート入居していること」だけではありません。資産・扶養義務家族・年金収入その他白手帳の失業給付なども、きちんと申告しなければならず、書類・証明書が必要になってくる場合もあります。それらを揃えるお手伝いも私たちの仕事です。年金担保の借金があれば、その債務整理も必要です。結構手間と暇と知識とを必要とする仕事です

ご褒美もあります。保護申請の帰り道での安堵の表情。ふと聞かせてくれる若

かりし頃の思い出話。貴重なものです。この仕事やって良かったと思うのはこんな時です。

## ③ 市更相相談者への付添い

不合理を感じるのは市更相の相談システム。「市更相→医療センター→市更相→保護決定(施設入所・入院等)が基本の道筋ですが、これは言葉でいうほど短い道のりでは決してなく、まさに1日仕事です。途方もなく長い1日をやり過ごしたからといって、施設や病院に入れてくれるとは限らず、3～4日の生活ケアセンターのみ、「また相談に来て」という場合の方が多い。この長過ぎる道程は、疾病や障害を抱えている人にとって過酷です。

また、自分の希望や抱えている問題を的確に相談員に伝えられる方ばかりではありません。病院でも、自分の病状を医師にうまく伝えられない人もいます。一緒に長い待ち時間をともにし、相談や診察を立会い、相談員・医師と労働者のコミュニケーションの橋渡しをすることも、私たちの重要な仕事です。

(病院・アパート訪問、その他の業務については、次号で。)

## 「特掲高齢者アンケート」再開!

このアンケートは、調査が目的というより、特別清掃就労の高齢労働者に向けて「福祉自立(生活保護受給)」のための情報提供を積極的にしていこうというもの。

一時中断していたのは、敷金礼金なしで入居できる「福祉アパート」が満室になり、手詰まりの状態だったから。しかし6月下旬に新たにオープンするアパートあり、それに合わせて再開しました。

実際に、生活保護にかかりたいと思っ  
ても方法を知らないという方もまだ  
まだ多い。釜ヶ崎に来て日が浅い人は医  
療センター・市更相の存在さえも知らな  
い、という方も。相談者がやってくるの  
を待つだけでなく、こちらから積極的に  
声をかけていく必要があります。

### 「グラウンドゴルフを楽しむ会」始動

これは大阪府社会福祉協議会地域福祉  
新興助成金を活用した事業。ボランティ  
アの橋口頼道さんは平野区在住。毎週土  
曜日、愛車のバンを駆ってやってきてく  
れます。グラウンドゴルフ歴6ヶ月とは  
いえ、地元平野の同好会で毎月1回はホ  
ールインワンという偉業を達成、今なお  
記録更新中、「グラウンドゴルフ界のイ  
チロー」の異名をとるツワモノです。

会場探しに難航しましたが、とりあえ  
ず聖天山公園で7月7日から始め、14  
日・21日と順調に回を重ねています。当  
初は「みんな興味を持ってくれるだろ  
か?」「喜んでくれるだろうか?」との不安  
もありましたが、福祉アパートに入居者  
に声をかけると、良い反応が返って来て  
一安心。初回の参加者は10人(うちボラ  
ンティア3人) こぢんまりしたスタート  
とはいえ、ルールが簡単で初心者でもと  
つきやすく面白というゲーム自身の  
魅力に加え、ボランティア橋口さんの  
気さくで人間味たっぷりの人柄のおかげ  
で、参加者のほとんどが「また来るわ!」  
とってくれます。口コミでの広がりも  
あり、参加希望者はどんどん増えていき  
そうな様子です。

現状では週に1回(土曜日 朝8:30  
NPO事務所前集合)ですが、近場で場  
所が確保できれば、もっと回数を増やし

ていきたいと考えています。

この事業は単にレクリエーションとい  
う意味だけでなく、福祉自立者同士のつ  
ながりの場・福祉自立者自身によるエン



パワーメントの拠点作りの第一歩と位置  
付けています。能書きはともかく、まず  
は楽しんでもらうこと。

ボランティアさん大歓迎! 準備や後  
片付けを手伝うだけでなく、一緒にグラ  
ウンドゴルフを楽しんで下さい!

### ボランティアさんも大活躍!

大阪府立大学で福祉を学ぶ学生インター  
ン、キリスト教信者・学生・社会人の  
ボランティアなどが続々やってきてくれ  
て、賑やかな6月7月になりました。生  
保申請の付添い・アパート訪問・病院訪  
問の仕事を担ってくれました。しかし、  
皆さん忙しい。釜ヶ崎に後ろ髪を引かれ  
ながら、新たな門出に旅立つ人も。

若い世代による釜ヶ崎～野宿者問題へ  
のコミットメントの、より多くの機会  
を!というわけで、学生インターン派遣

事業を展開している「京都学生コンソーシアム」という団体とのお付き合いも始めました。志の高い学生さんがNPOでの就労を通じて単位を取得できるような体制を準備中です。

### 福祉相談部門の経済基盤は？

福祉相談部門は、独自の財源として確たるものを持っているわけではなく、就労部門にパラサイトしています。かろうじて大阪府の社会福祉協議会の地域福祉振興助成金（釜ヶ崎の高齢者を対象とした「グラウンドゴルフ」と「映画会」を実施する名目で得たもの）を取得したとはいえ、年間¥237,000です。他の助成

金・補助金等を得たり、企業の寄付を募ったり等して、活動の幅を広げ質を高めていきたい。

現在、三角公園シェルターでの相談活動拡充のため、ファイザー製薬財団の助成金（年間¥3,000,000）申請を予定。

福祉相談事業部門へのご寄付も募集中です。人手もまだまだ足りません。専従職員が2人になったとはいえ、市更相相談の付添いをするということになれば、それだけで丸1日が費やされます。私たちのミッション「野宿者・野宿に陥る危険のある人たちの支援」にはまだまだお金と人手が必要です。皆様の支援を！

—事務局スタッフの声—

釜ヶ崎の街で働く 島村京子

釜ヶ崎の街は、大阪の他の街にはない独特のコミュニティーを作っている。センターには常に多くの労働者が集っている。仕事を探している人、何をすることもなくただ時間を過ごしている人、寝ている人、人と話をしている人…。狭い空間の中に多くの人でごった返している。

私は毎日、この街の多くの労働者と出会うことになった。

NPO 釜ヶ崎の主要な仕事の1つに就労機会提供事業があって、大阪市や大阪府の仕事で釜ヶ崎の労働者に道路清掃などの就労機会を提供している。NPO の就労部門には指導員と呼ばれる者が 30 余名いて、指導員はヘッドとなって労働者たちと共に現場に出向き、指揮・監督する役割を担っている。指導員もまた、他の労働者と同様に日雇である。多くの労働者を引き連れて現場を遂行するのも大変な仕事だといつも思う。

一方、我々事務局は、日々の労働者の

出面管理、雇用保険手帳への印紙貼り付け、労働者への賃金の支払い等に関わっている。

毎日、いろんな労働者が、いろんな表情を持ってやって来る。どの人も年輪が刻まれた顔をしていて、同時に色濃い疲労が滲んでいるように見える。輪番で回ってくる月2～3回の労働で、賃金を手にする時の労働者の実に嬉しそうな顔は忘れられない。働くことの意義を改めて考えさせられる。

労働者たちは、それぞれに生きることの苦しさや独りであることの寂しさと直面しているであろう。彼らと話をしていると、彼らの人生が時々ちらっと垣間見え、考えさせられることが多い。今後もこの街やこの街の人たちと関わり、心のひだに刻んでゆきたいと思う。